

文化財保護における地域博物館の可能性について

須藤 格*

1 はじめに

文化財は、貴重な国民的財産（文化財保護法第4条）であり、政府、国民、所有者、関係者全員がその保存や活用に努めるものとされている（同法第3条、第4条）。文化財は、国を中心に、地方公共団体、管理者や国民といった各関係者全員がそれぞれの役割をはたして次世代に継承していくためのシステムとなっている。これは、文化財が市場に委ねて価値を維持していくことが極めて困難であり、公的支援が不可欠であるという認識に基づいている。

その一方で、文化財の公共性は比較的弱いと認識されていると考える。文化財保護法や地方公共団体の条例においても、あくまでも私的な財産権を尊重し、必要最小限の形で解釈されている。

各地域の古いものすべてを残すことは難しい。しかし、これまで各地域で蓄積されてきた価値は、新しい価値の創造や、アイデンティティの源としても不可欠なものである。さらには、文化財を中心としたまちづくり、景観形成、そして観光への応用など、文化財の活用への期待は大きくなっている。実際に、文化財の対象や範囲、支援の在り方も多様化し、強い規制と手厚い保護を伴う指定文化財の他に緩やかな規制と若干の支援を伴う登録文化財に至るまで、文化的価値を有する多様な文物を必要に応じて保存し、活用することが制度化されてきた。

このような動向は、地域社会における人々の意識変化や、経済社会の高度化・成熟化により、文化財の公共性が拡大していると捉えることができる。しかしながら、まちづくりや景観形成、観光に応用する前に、文化財は保護、保全され、その価値を有する状態を保持されなくてはならないが、そのコストは少なくなく、国や地方公共団体の財源には限界がある。

近年、都道府県、市町村といった地方公共団体の財政状況の逼迫から文化財保護および社会教育にお

いては緊縮財政が求められており、また、地域社会の環境変化に伴い、文化財や博物館を取り巻く状況、求められる役割や責務に大きな変化が生じている。そして、その結果として文化財の存在が地域社会で邪慳にされ、場合によっては滅失してしまうといった、文化財の保護とその応用とは真逆の事象が確認され始めているⁱ。

このような社会・経済の環境の中で、博物館もその社会的な役割を問われている。博物館が有する社会的な役割には、地域社会における新たな文化の創造、アイデンティティの源泉、地域産業や観光の振興、そして何よりも根幹的な機能である蓄積された地域の価値を資料として次世代に継承する役割がある。これらの博物館機能は、文化財の保護とその継承に強い関係性と可能性があると考ええる。

本稿では、博物館と文化財保護の歴史を再確認し、地域の博物館（以下、「地域博物館」）の視点から、地域博物館による文化財の保護とその継承に関する役割と可能性について検討してみたい。

2 文化財保護と博物館の意義について

1950（昭和25）年に制定された文化財保護法の法制定の経過と主旨を、担当した専門員は次のように記している。「凡そ国家が自民族の優秀な文化的資産の保護に移管なきを期することは、決して偏狭な民族主義に基づくものではなく、後々の世代に対し、又世界人類に対し負担する崇高な義務といわなければならない。」ⁱⁱそして、文化財については「その対象が有形であるかにかかわらず、何等かの意味において人類により価値を付与されたもの」ⁱⁱⁱとして捉えており、「宗教、哲学、学術、芸術その他の高度の精神的作為によって価値を付与されたもの」^{iv}と定義されており、法制定担当者が見識が非常に高かったことがうかがえる。

一方、博物館は、教育基本法、社会教育法、博物

館法の一連の法律の序列に従い、社会教育機関として設置され、近年では利用者による学習活動の重要性、生涯学習の必要性から、「公立博物館の設置及び運営上望ましい基準」^vといった、あらたな改革を促そうとする動きがあった。博物館学の見地から博物館の存在について具体的に再確認するのであれば、

「博物館は人類とその社会が作り出した社会的・文化的装置であり、人類とその文化・社会、そして自然に関わる具体的な物証を収集・保存し、科学的な調査・研究によって収集資料の価値を確定し、あるいは価値を高め、その資料の展示・公開による教育をその役割とする機関」^{vi}である。教育の目的は、過去から現在を通じた未来への伝承であり、それらを個人の内外から育て、よりよい個人と社会の成長にある。そして、あらゆる教育活動によって培われた個人とその資質が社会で活かされ、次世代に継承されていなければ、知的資産は途絶えてしまい、国とその文化の維持に博物館が行う教育が社会に貢献することはできない。

一方で、文化財は地域の活性化やまちづくり、経済や産業への貢献に応え消費されるだけでなく、その培ってきた価値を、継続的な投資により維持されなければ、知的資産と同様に途絶えてしまう。文化財保護は、一部のものを指定・選定することにより「凍結保存」することで護るシステムから、文化的景観や伝統的建造物、登録文化財といった定義と制度の多様化により、緩やかに規制し活用できるよう変化してきた。文化財は、人々の生活や営為と切り離すことはできず、その保護は、私的な財産権や多様な生活観と切り離すことは良くも悪くもできなくなっている。そのため、地域においてその利害調整をどのようにしていくのが問題となっており、文化財保護を左右する重要な課題になっている。地域社会との接近という観点においては博物館も同様の問題を抱えており、その社会教育機能の公共性と存在意義が問われている。

また、まちづくり、観光といった他の分野との密接な連携が課題となっており、地域の持続的な発展への寄与にまでその存在性が問われている。そのために、多様な文化財の保護活動や博物館活動の実施

にあたり、文化財や博物館の存在がだれにとってどのような意味を有するかの把握が必要である。

3 文化財と博物館のステイクホルダー

文化財は、市民や地域住民といった人々のアイデンティティのよりどころであり、市場では取引することができない存在価値を有している。さらには、地域の経済の活性化の可能性といった地域資本ともいえる要素も有しており、その文化財としての価値を維持し、高めるための日常的な管理、保存、そして適切な活用が重要であることはいうまでもない。文化財は、人間のくらしの証しであり、地域で生活を営む人々の有形、無形の活動の総体であるといってもよい。

したがって、一義的には管理者や地域の人々のイニシアティブと責任により保護し、継承して、育てていくものでもあるが、その文化財を直接見聞きする人々や、直接的に接しない人々にまで影響を与える価値を有している。その点においては、地域の資産であると同時に、他の地域の人々、または次世代や後世の人々に対し時間や空間を超えた価値を有してもいえる。

また、文化財は適切な管理によって減価償却することはなく、むしろその価値性を高めるものでもある。このような便益性は、国や地方公共団体といった公的機関、文化財の管理者やそれに興味関心のある複数の主体者(図1)がステイクホルダー(stakeholder:利害関係者)であり、それらが一体となって価値を維持し、活用し高めていくことが望ましく、その仕組みの構築が求められていると考える。

一方、地域で活動する地域博物館は、図2のような関係性の中にあり、「情報」を媒体に個人や組織・団体からのサポートを受けており、市民が地域博物館のステイクホルダーであることを忘れてはいけない。このことは、活動を展開するにあたり、各方面に対し配慮しなくてはならないことを意味する。展示企画者である学芸員、あるいは博物館設置者の独自の判断だけで決められないことは多い。博物館が「情報」を通じて、利用者に働きかけ、そこに新たな知的な価値を創造する場であろうとする限り、博

105

のニーズをくみ上げるためのチャンネルづくり、マスメディアに関わる人々との日常的なコミュニケーション、そして地方公共団体内での市教育委員会や市長部局といった内部職員間でのコミュニケーションも重要であると考ええる。

いずれにても、極めて多様なステイクホルダーと協力し、共に活動を創造していくことが、地域において存在を期待される地域博物館となるために重要な活動となる。

これまで述べてきたことと、市という地方公共団体を例として、そのステイクホルダーを概念図化した図1・2から、文化財と地域博物館のステイクホルダーは、共通する点が多いことがわかる。文化財と地域博物館がそれぞれに有する本来的な価値に加え、社会的な価値を維持し高めていくにあたり、協調の可能性は高く、追究することができる考える。

4 文化財と地域博物館の公共性と価値

文化財が有する文化的価値、社会的価値は広範囲に及ぶ。その公共財としての価値に着目すれば、誰にでも開かれている非排除性、誰にでも均質なサービスを提供する非排他性、文化財や博物館活動によって生じる利潤である学びを出資者に還元しない非営利性といったものがあげられる。しかしながら、例えば古民家の場合、所有は個人に属し日常生活の中で私財として使用されるが、文化財の指定を受けるだけの文化的価値を有してもいる。その価値は、個人にとどまらず当該地域およびコミュニティ、もしくは国全体に広がっていることが考えられ、一

つの文化財の中に多様な価値が重複している。

一方、文化財と同様、地域博物館の価値が有する文化的価値、社会的価値も広範囲に及ぶ。また、所蔵している資料は公共財であるため、文化財と同様に非排他性、非競合性もあげられる。そしてその価値と役割は、設置されている地域のみならず、広域に、場合によっては国全体に広がっていることが考えられ、多様な価値が重複している。文化財、地域博物館が有する価値を所有者、行政、その価値について整理したものが図3の概念図である。

文化財と地域博物館の価値について考える場合、その前提条件となるのは前述したとおり、公共財としてみなすことができるかという点である。しかし、文化財の場合、管理者の所有権に起因する私財である側面があり、また地域博物館が有する博物資料は観覧する人の捉え方によりその価値が異なる。観覧する人によって価値に差異が生じる点においては文化財も博物資料と同様の性質を有しており、このことから、公共財と私財の双方の側面を有する「中間財」もしくは「混合財」と考えることができる。例えば、縄文土器の意匠性や時間性に価値を見出す人もいれば、粘土質の土の塊と見る人もいることから、その価値には多様性や捉え方に幅が存在することが考えられる。

このような前提条件のもと、文化財と地域博物館の価値を、文化経済学や公共経済学で論じられてきた5つの観点からについて追究したい。1) 市場の失敗、2) 正の外部性、3) 必要な投資の大きさ、4) 再分配の必要性、5) 内在的な公共性の5点である。

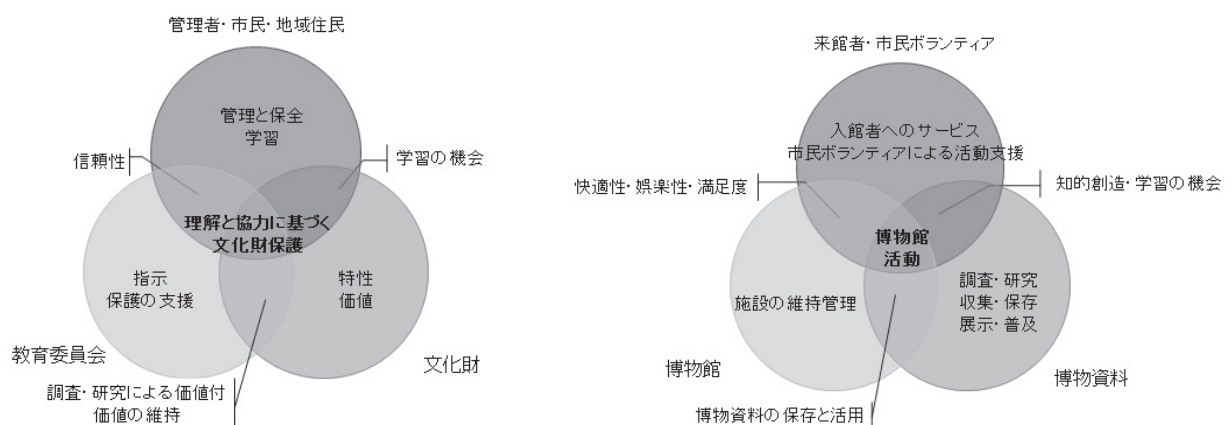


図3 文化財と博物館の価値概念略図

1) 市場の失敗

「市場の失敗」とは、市場原理や競争原理に財を委ねてしまった場合、後戻りできなくなってしまうリスクのことである。典型的な例として、環境破壊があげられる。我々の日常生活を便利に豊かにするはずのフロンガスの発明が、地球規模のダメージを環境に与えてしまい、取り返しがつかなくなるようなことである。市場原理や競争原理が必ずしも健全な方向に物事を進めるとは限らないのは、周知の事実である。文化財でいえば、保護しなければならない文化財が多くの人々の現代的な趣向に見合ったもののしか保護されず、本来後世に伝えるべき地域を語るに欠かせないものが市場原理によって淘汰されてしまうことが考えられる。地域博物館においては、人気のある展示や資料ばかりを目指してしまい、同様に伝えるべきもの、学びを触発すべき社会教育機能が市場原理により損なわれることが考えられる。

2) 正の外部性

「正の外部性」とは、文化財を見た人のみに対してだけでなく、その人が関係する外部、もしくは関係しない外部に対しても社会的な便益を担っていることをいう。例えば、飲食店においては実際に料理を食したもののだけがその便益を享受するため、正の内部性と考えることができる。飲食業が盛んになったからといって社会が発展したとはいえない。文化財、地域博物館の正の外部性として代表的なものは、人々のアイデンティティの確立に大きな役割を担っていることである。例えば、地域の文化財となっている仏像を通じて地域の美術史の側面を知ること、直接的にその政策にかかわっていかなくとも、地域の中で創造されてきた造形美を確認することができ、自身の中に美意識の感覚を見出すことが可能となることが考えられる。この例は地域博物館における通史的な展示において、自己の現在地を確認することにもいえる。このような人々のアイデンティティの確立は、次の創作活動や市民活動を活性化させ、ひいては地域社会に多様な豊かさをもたらすことになると考える。文化財と地域博物館の正の外部性の概念を図4に示す。

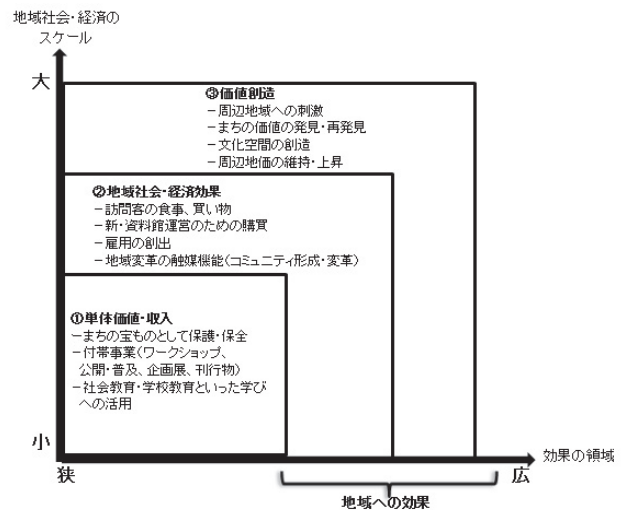


図4 文化財と地域博物館の正の外部性の概念図

3) 必要な投資の大きさ

文化財を保護するため投じなければならないコストは大きく、その価値を保護し維持していくためには経常的に発生するものであり、決して回収できるものではない。地域博物館においても、最初の来館者を迎えるためのイニシャルコストは非常に大きく、収集した博物資料を保存するための維持管理費も大きい。また、館の来館者数が増えれば増えるほど、それに対応するための人件費、光熱費をはじめとしたコストが必要となる。文化財は決して利潤のあげられるものではなく、地域博物館も利潤を求めることは博物館とは言い難いものへと変えてしまうことになりかねない危険性をはらんでいる。

4) 再分配の必要性

「再分配の必要性」は、モノやコトは物理的に集中している方が効率性は高いという意味のほかに、平等な再分配の意味も有している。ここでは、後者について言及したい。

文化財や博物資料は地域の中に偏在しているものであり、これらを国や地方公共団体で保護、維持した場合、公開普及を通じて人々に価値を再分配することが求められ、また地域博物館が収集し保存している地域を語るに欠かせない博物資料についても、展示をはじめとした教育・普及活動を通じて社会に広く平等に共有することが求められる。

5) 内在的な公共性

文化財保護、博物館活動の主体は行政であり、本稿においては地方公共団体となる。地方公共団体の政策は、正の外部性と公共財性を軸に構成されている。文化財や博物館の公共性を考えるにあたり、前述したとおり非排除性、非排他性、非営利性を有している点において公共性は高いと考えることができ、公的な支援が妥当であると考えられる。

また、近年の政策評価やアカウンタビリティの強化が図られる中、文化財に関しても、地域博物館に関しても、その便益性の有無、公的な支援にふさわしいか否かを示すことは避けて通れない状況にある。

以上の、文化財と地域博物館の公共性を支える5つの要素は、公的な支援の必要性和継続性を説明するものであるが、公共性を政策的に判断する際に利害の検討が必要である。地方公共団体においては、総合計画、実施計画といった政策の中でその公共性を判断し、公的な支援を行うにあたり、文化財と地域博物館が社会的な便益性を有しているか否かが注目され、地域社会にとってどれだけの効用が支援によって増大するかということを、必要とするコストとの関係で検討される。ここでいうコストは、その行政サービスを行うための必要な財源であり、その事業効果のことである。便益は、収入や利潤といった一般的に市場で評価される便益を超えるすべての社会的効果が考慮されることとなる。

文化財や地域博物館の公共性や社会的な便益性を検討するための意識調査や効果の計測方法^{ix}は手法として存在するものの、バイアスの問題、文化財や博物館がそもそも社会的に善の存在であるという認識による温情効果が働くことも考えられる。政策的な事業を形成する過程において、絶対的なものではなく一つの観点、データとして機能させることが望ましいと考える。このような中、文化財と地域博物館はどのような視点でその存在の可能性を検討すればよいのであろうか。

5 文化財の新たな視点と地域博物館の可能性

1) 公共性への異議

これまで、文化財と地域博物館の公共性について述べてきたが、公的支援の根拠である公共性については様々な異議が申し立てられてきた。その中でも象徴的なのが、フランスの社会学者ピエール・ブルジュデ^xが論じた文化的再生産^{xi}であると考えられる。単に裕福な家庭の子が進学において有利というだけでなく、文化資本（上品で正統とされる文化や教養や習慣等）の保有率が高い学生ほど高学歴であること、また、その子供も親の文化資本を相続し、同じく高学歴になることも統計的に証明した。ブルジュデの調査は、美術館でも行われ、美術を愛好するのは一部の高学歴・高所得者層であり、固定化していることを明らかにもした。美術館に対する調査ではあったが、広く博物館や文化財と読み替えても大過はないと考える。1960年代の調査研究が現在も有意性を持っているかということと、フランスでの結果を日本にそのまま適用できるかについては疑問があるが、ブルジュデの主張に反駁しうる調査はなされていない。

ブルジュデの指摘で注目すべきは、博物館が利用者の拡大を図る活動は、限られた一部の博物館ファンのみをより歓待するための活動にしかなくなっているという指摘である。博物館自身がその恩恵を受けられる人を分けてしまい、門戸を限ってしまっていると指摘する。これは文化財が人々に感じさせる敷居の高さと同様のものであると考えられる。これらをいかに克服するかが、これからの文化財と地域博物館の命題であると考えられる。

2) 文化財の価値

はじめに述べたように、文化財は、文化財保護法によってその関係者全員がそれぞれの役割を果たすことで次世代に継承していくシステムとして構築されている。これは文化財が、市場性を有せず、価値の維持に公的な支援が不可欠であることはこれまで述べてきた。

しかしながら、一般的に文化財の公共性への認識は低く、文化財保護法においても、あくまでも私的

な財産権を尊重し、いわば必要最小限の形でその保護について解釈されており、実際の文化財保護行政においても経済や社会の変化に対応できず、歴史的建造物、天然記念物、民俗芸能といった文化財が多く失われ続けている。

すべての歴史的なもの、自然物、伝統や風習を残すことはできない。しかしながら、これらの文化財が地域ごとに蓄積してきた価値は重要であり、新しい価値を生み出し、アイデンティティ形成の源になるだけでなく、景観形成、さらには観光への活用が期待されている。こういった動きは、人々の文化財に対する公共性の意識の変化し、拡大していることを示していると考ええる。こういった文化財の価値の拡大に伴う応用への期待に応えるためには、文化財が有する価値が維持されなければならない。しかしそれにはコストがかかり、公的な財源には限界がある。文化財を保護し、その価値を維持するコストを誰がどの程度負担するかを、すべてのステイクホルダーが考えなければならない。

3) 文化財保護の新しい視点

文化財の保護に市場原理が適用できない理由について改めて考えたい。市場においては、価値ある財やサービスに便益を感じた個人がその便益の大きさに応じて対価を支払い購入する。例えば、映画を鑑賞し、「楽しい気分」になる対価は鑑賞料に転換され事前に徴収される。しかしながら文化財においては、歴史的建造物などを訪ね、「楽しい気分」になることはできるが、その対価が金銭に転換されることはない。また、料金を払って見学する場合においても、あくまでもそれは受益者負担の観点からの料金設定であり、文化財の価値を守るために修復や保存に大きなコストを賄うことを目的としていることは少ないと考える。

さらに、文化財は、利用者・来訪者のみならず、利用しない人にも便益を与えていることが考えられる。史跡が存在することで、周囲の人々は訪れずとも地域の誇りを感じたりすることが考えられる。こういった価値は市場において取引することができないため、過小評価されてしまう要因の一つであると

考える。その一方で、文化財に惹かれて地域にやってくる人々が、文化財とは関係ない近隣商店や宿泊施設、飲食店や店舗、交通機関といった財やサービスを購入することが考えられる。このことについては、正の外部性を概念図化した図4でも示した。文化財の存在が、周辺の地域社会に少なからず影響を与えていることは推察できる。市場に現れにくい文化財の価値、文化財の周辺に生じる価値を推定し、さまざまなステイクホルダーを把握することが、どの程度の支援が適当であるかが分かると考える。さらに、その便益の種類や受益者を特定することができれば、より適切かつ持続的な支援のシステムを検討することができるであろう。文化財がもつ固有の価値を計測することによって、その価値を維持し、保護していくことで、人々が得られる便益を何らかの形で推測し明らかにしていくことができないか追究することが、新しい文化財保護の視点ではないかと考える。その方法の一つとして、前述した検証方法が採用できるであろう。

4) 地域博物館の可能性

ブリュデュの公共性への異議申し立て、文化財の公共性の検証による便益の明示に対して地域の博物館はどのような対応できるのか。

ブリュデュの異議については、既に多くの地域博物館で地道な博物館活動の試行錯誤を通じて反駁し続けている。調査・研究活動に傾倒するのではなく、市民に開かれた博物館を目指し博物館活動を展開し続けている。

設置時に、諮問機関と議決機関、行政機関の大きな理想を持たされ、それが具現化された地域の博物館は、開館時には多くの人を惹きつけ、その設置や活動に携わったことのない人をも惹きつけるが、時間とともに人々の興味も薄らいでいき、活動が硬直してしまうことが過去に見られた。しかし、そこで活動の歩みを止めるのではなく、可塑的に改善・革新に向けた活動を多くの地域博物館が行っている。

また、そういった活動を市民参加型で行い、博物館活動の調査・研究、収集・保存、教育・普及といった様々なステージで市民ボランティアと協力して

活動の展開を試みている。可塑的な地域博物館に市民がアクセスできるようチャンネルを増やす試みも行われている^{xii}。多くの地域博物館で、常に更新し続ける機関への変革が始まっており、そのような博物館活動を通じて、地域の価値が発見または再発見されたり、新たな価値形成が行われたりしている。地域博物館の活動は、地域社会の創造性を高めることに寄与していると考ええる。

以上のように、地域博物館の活動は文化財の価値を維持すること、また市場では顕在化されにくい文化財の価値を表象させ、伝達する媒体となる可能性をもっていると考ええる。市民ボランティアが活動に参画している博物館はなおのことである。地域博物館の活動の持続的な更新が、文化財保護の新たな支援の重要な要素となると考える。

6 さいごに

文化財と地域博物館は、補完し合い、地域での公開普及や博物館活動を通じてその価値を維持し、高め、人々にとってより良い地域社会の形成に寄与する唯一無二の存在である反面、非常に脆弱な社会的認識にその存在基盤を委ねてもある。観念的になるが、文化財と地域博物館がその存在を人々に求められるよう、持続的な補完関係の構築が文化財保護行政、博物館行政に携わる者の使命である。それは、行政だけでなく、研究者や市民ボランティア、地域の住民も含めた全ての関係者がそれぞれの役割を再認識し、理解と協力のもと、保護と継承に取り組んでいくことができれば、地域社会や地域振興への発展の可能性が生まれ、より良い地域社会の形成、次世代へのまちの価値の継承へとつなげることができるのではないかと考える。

地域の社会・経済が、世界的情勢や経済の影響を瞬く間に受けてしまう今日において、文化財が持つ揺るぎない存在感は大きい。グローバリゼーションの進展によってモノの生産、労働の在り方が、地域、国という枠組みを大きく変え、その結果として地域ごとにその地理と風土に合わせて築き上げてきた独自の空間性や時間性が損なわれ、都市や地域の無個性化が顕著になっている。また、規格品に収束した

消費活動が、地域の特性を一層薄れさせていると考える。

イエやムラといった空間性、人生儀礼や年中行事といった地域の時間性が解体されてしまった現代において文化財は、地域や人々の歴史を語るだけでなく、「我々を我々足らしめている」という人間存在の独自性、アイデンティティを認識させてくれるものであるといえないだろうか。そして、地域固有の文化の独自性をも認識させてくれるものではないだろうか。地域文化の独自性の認識は、誇りや創造性の源泉ともなりうるであろう。文化財の有意性の社会的認識が小さいものである現状は否めないが、レゾンドートル (raison d'être) は確かなものであると考える。

繰り返しになるが、文化財と地域博物館とのよりよい補完関係の構築が進展し、国内各地にある文化財が地域ごとに保護され、その価値を維持しながら継承されていくことが強く望まれる。

参考文献

- 文化庁文化財部『文化財保護法令集<第3次改訂版>』ぎょうせい, 2009
- 文化庁文化財部『日本の文化的景観』同成社, 2005
- 文化庁文化財部『都市の文化と景観』同成社, 2010
- 『博物館学事典』東京堂出版, 1996年
- 倉田公裕・矢島國雄『新編 博物館学』東京堂出版, 1997
- 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館, 1993
- 西野嘉章『二十一世紀博物館』東京大学出版会, 2000
- 上山信一・稲葉郁子『ミュージアムが都市を再生する』日本経済新聞社, 2003
- 竹内敏夫・岸田実『文化財保護法詳説』刀江書院, 1950
- 垣内恵美子『文化的景観を評価する』水曜社, 2005
- 肥田野登『環境と行政の経済評価 CVM マニュアル』頤草書房, 1999
- ピエール・ブリュデュ『再生産』藤原書店, 1991
- ピエール・ブリュデュ『ディスタンクシオン——社会的判断力批判 (1・2)』藤原書店, 1990

西村幸夫『都市保全計画 歴史・文化・自然を生かしたまちづくり』東京大学出版会, 2004

C. ダグラス・ラミス・姜 尚中・萱野稔人『国家とアイデンティティを問う』岩波書店, 2009

大澤真幸『社会は絶えず夢を見ている』朝日出版社, 2011

註

i 平成 24 年 5 月 1 日の市町村指定・選定文化財件数は、文化庁の統計によると 87,142 件である。それらが、管理者や所有者、関係者等の利害に起因し解除、滅失されるケースが近年に全国的に確認されている。

ii 竹内敏夫・岸田実「文化財保護法詳説」刀江書院, 1950

iii 同上

iv 同上

v 平成 15 年 6 月 6 日文部科学省告示第 113 号

vi 倉田公裕・矢島國雄「新編博物館学」東京堂出版, 1997

vii 「調査研究報告 17」茅ヶ崎市教育委員会, 2008

viii リスクの一例として、1999 年、新・沖縄県立平和祈念資料館における沖縄戦の展示における論争が挙げられる。

ix 社会的な便益性の評価の手法は、直接的な利用価値、間接的な利用価値、教育的価値、存在価値、遺贈価値、威信価値を代替法（別の商品に置き換えた際の費用に基づき評価額を推定）・トラベルコスト法（レクリエーションなどの価値を旅行費用と訪問回数との関係に基づいて推定）・ヘドニック法（消費によって引き起こされる快楽性を土地や地代といった代理市場に置き換え評価）といった人々の経済行動から得られるデータをもとに価値を評価する顕示選好法や、CVM(仮想市場評価法：アンケートによる直接評価)・コンジョイント分析（アンケートによる属性の分析）といった手法による財やサービスへの改善等を問う表明選好法による評価方法が検討される。

x Pierre Bourdieu, 1930-2002 年

xi 「ディスタンクシオン——社会的判断力批判（1・2）」藤原書店, 1990

xii インターネット、近年では特に SNS を活用した情報提供や双方向的なコミュニケーションの試みが顕著にみられる。

* 茅ヶ崎市教育委員会社会教育課文化保護担当（学芸員）